

昭和四十八年運輸省令第四十九号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三、第六条ノ四第二項、第九条第五項、第十二条第二項、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ六の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（第三条―第十二条）

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定（第十三条―第二十八条）

第四章 雑則（第二十八条の二―第三十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に關しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定

（認定）

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。

- 一 小型船舶
- 二 鋼製船体
- 三 木製船体
- 四 強化プラスチック製船体
- 五 アルミニウム合金製船体
- 六 船尾骨材
- 七 かじ
- 八 だ頭材及びだ心材
- 九 倉口覆布の布地
- 十 水密すべり戸
- 十一 不燃性材料
- 十二 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料
- 十三 火災の危険の少ない家具及び備品
- 十四 防火戸の動力開閉装置
- 十五 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面仕上材
- 十六 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料
- 十七 鋼材
- 十八 鋼材以外の金属材料
- 十九 プラスチック樹脂
- 二十 ガラス繊維
- 二十一 ゴム布
- 二十二 蒸気タービン
- 二十三 内燃機関
- 二十四 船内外機

二十五 船外機

二十六 ガスタービン

二十七 ボイラ

二十八 排気タービン過給機

二十九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）

三十 油圧ポンプ及び油圧モータ

三十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）

三十二 熱交換器

三十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ及びピストン

三十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。）

三十五 縦軸推進装置

三十六 船尾軸封装置

三十七 ウォータージェット推進装置

三十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管

三十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置

四十 弁及びコック

四十一 燃料油タンク

四十二 ゴムホース

四十三 弾性体のゴムエレメント

四十四 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤

四十五 操だ装置

四十六 膨脹式救命いかだ

四十七 救命艇及び救助艇の内燃機関

四十八 救助艇の船外機

四十九 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救命索

発射器

五十 消火器

五十一 船灯

五十二 揚貨装置

五十三 発電機

五十四 電動機

五十五 変圧器

五十六 配電盤

五十七 制御器

五十八 定周波装置

2 認定は、改造又は修理の工種の別、船舶又は物件の範囲その他の事項について必要な限定をして行うことができる。

（認定の申請）

第四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類

二 法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物件にあつては、法第六条ノ四第二項）の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類

三 認定に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理の実績を記載した書類

四 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類

2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(認定の基準)

第五条 認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第三条第二項の規定により限定されること等の事由により国土交通大臣が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。
- イ 別表第一に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に必要な設備
- ロ 別表第二に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事について確認のため行う検査その他の当該船舶又は物件の品質の維持を図るため行う検査（以下「自主検査」という。）に必要な設備
- ハ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場
- ニ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設

二 次に掲げる人員を有すること。

- イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査を適正に行うことができる人員
- ロ 次のいずれかに該当する者であつて、認定に係る製造工事業若しくは改造修理工事又は自主検査を行う人員を直接監督するもの

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し（当該学科における所定の課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事業若しくは改造修理工事業又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業生を除く。）にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	学科
一 第三条第一項第一号から第五号までに掲げるもの	造船に関する学科
二 第三条第一項第六号から第八号までに掲げるもの	造船又は機械に関する学科
三 第三条第一項第九号、第十一号から第十三号まで、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで、第四十二号又は第四十三号に掲げるもの	化学に関する学科
四 第三条第一項第十四号、第四十四号又は第五十一号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十号、第十七号、第十八号、第二十二号から第三十五号まで、第三十七号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第三十六号、第四十六号、第四十九号又は第五十号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

- (2) (一) に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者の中から認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）

- 三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。
- イ 製造工事業又は改造修理工事の実施組織から独立していること。
- ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。

- 四 認定に係る船舶又は物件の製造工事業又は改造修理工事に關し、次に掲げる事項が適切なものであること。
- イ 工程に関する管理
- ロ 作業に関する管理
- ハ 工作に関する基準
- ニ 材料及び部品に関する管理
- ホ 外注に関する管理
- ヘ 自主検査に関する基準

- 五 第一号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。
- 六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。
- イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事業又は改造修理工事及び自主検査に必要な図面、規格に関する書類その他の資料
- ロ 認定に係る船舶又は物件の製造工事業又は改造修理工事に関する記録
- ハ 前号の較正に関する記録

- 七 当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事業又は改造修理工事の実績が十分であること。
- 八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

- 九 第十一条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。

(認定書の交付)

第六条 国土交通大臣は、製造工事に係る認定をしたときは製造事業場認定書（第二号様式）を、改造修理工事に係る認定をしたときは改造修理事業場認定書（第三号様式）を交付する。

(認定の有効期間)

第七条 認定の有効期間は、五年以内とする。

(確認の方法等)

第八条 確認は、第四条第一項第二号の書類に記載された方法に従つて、検査主任者に行わせなければならない。

検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ四第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。

法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。

4 第二項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第九条 削除

第十条 削除

(認定の失効及び取消し)

第十一条 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定は、その効力を失う。

- 一 死亡し、又は解散したとき。
- 二 認定に係る事業を廃止したとき。
- 三 認定を辞退したとき。
- 2 国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。
- 一 第五条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 第八条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八條の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、第八条第二項に規定する認印又は同条第三項に規定する標識を付したとき。

四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

（告示）
第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。

一 認定をしたとき。

二 第二十八条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により認定がその効力を失ったとき。

四 前条第二項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定
（整備規程の認可）

第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一 小型船舶

二 小型船舶の船体

三 内燃機関

四 船内外機

五 船外機

六 ガスタービン

七 排気タービン過給機

八 膨脹式救命いかだ

九 膨脹式救命浮器

十 膨脹型救助艇

十一 複合型救助艇

十二 膨脹式救命胴衣

十三 イマーシジョン・スーツ（膨脹式のものに限る。）

十四 非常用位置指示無線標識装置

十五 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

十六 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

十七 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

十八 レーダー・トランスポンダー

十九 搜索救助用位置指示送信装置

二十 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置

二十一 遭難信号自動発信器

二十二 持運び式双方向無線電話装置

二十三 固定式双方向無線電話装置

二十四 降下式乗込装置

2 整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を図示したうえ、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分解及び組立の方法並びに使用治工具

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

三 部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準

四 組立後の調整の方法

五 臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲

3 整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程三部及び次に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類

二 整備規程に係る船舶又は物件の製造の実績を記載した書類

（整備規程の変更の認可）

第十四条 整備規程の認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜すい三部及び変更に係る前条第三項各号に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

（変更命令）

第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る船舶又は物件に関する法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができ

る。

第十六条 削除
（整備規程の認可の失効及び取消し）

第十七条 整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

一 第十四条の規定による変更の認可を受けず、第二十七条第一項の規定により法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。

二 第十五条の規定による命令に従わなかつたとき。

三 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

（告示）

第十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

一 整備規程の認可をしたとき。

二 第十四条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。

三 前条第一項の規定により整備規程の認可がその効力を失ったとき。

四 前条第二項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。

（認定）

第十九条 認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その整備の能力について行う。

2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

（認定の申請）

第二十条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

一 認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類

二 認定に係る整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与する

ことを承諾したことを証する書類

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

- 二 次条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類
- 三 法第六条ノ三の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類
- 四 認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類
- 五 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明するもの
- 2 地方運輸局長は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（認定の基準）

第二十一条 認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。
- 二 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第十九条第二項の規定により限定をされること等の事由により地方運輸局長が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。
 - イ 別表第三に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備に必要な設備
 - ロ 別表第四に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備について確認のため行う検査に必要な設備
 - ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場
- ニ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設
- 三 次に掲げる人員を有すること。
 - イ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を適正に行うことができる人員
 - ロ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を行う人員を直接監督するもの
 - ハ 二年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「整備主任者」という。）
- 四 整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関し責任を有する制度を有すること。
- 五 認定に係る船舶又は物件の整備に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。
 - イ 作業に関する管理
 - ロ 材料及び部品に関する管理
 - ハ 確認のため行う検査に関する基準
- 六 第二号イ及びロに掲げる設備の校正に関する制度を有すること。
- 七 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。
 - イ 整備規程
 - ロ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な図面その他の資料
 - ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関する記録
 - ニ 前号の校正に関する記録
- 八 当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。
- 九 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。
- 2 第二十八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者は、当該取消に係る事業場について認定を受けることができない。

（認定書の交付）

第二十二條 地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第七号様式）を交付する。

（認定の有効期間）

第二十三條 認定の有効期間は、五年以内とする。

（確認の方法等）
第二十四條 確認は、第二十条第一項第三号の書類に記載された方法に従つて整備主任者に行われなければならない。

2 整備主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印（第八号様式）を附し、整備済証明書（第九号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。

3 前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第二十五条 削除

第二十六条 削除

（整備規程の供与等）

第二十七條 整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨及び氏名又は名称を記載した整備規程を供与しなければならない。

2 整備規程の認可を受けた者は、第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。

3 第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後一年ごとに、当該整備規程が、認可を受けた整備規程（第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程）と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。

（認定の失効及び取消し）

第二十八條 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失う。

- 一 死亡し、又は解散したとき。
- 二 認定に係る事業を廃止したとき。
- 三 認定を辞退したとき。
- 四 認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。
- 2 地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。
 - 一 第二十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第二十四条、前条第三項、第二十八条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
 - 三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第二十四条第二項に規定する認印を附し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済証明書を交付したとき。
 - 四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

第四章 雑則

（承認）

第二十八條の二 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

一 認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件について法第六条ノ四第一国土交通大臣	国土交通大臣
二 法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件について法第六条ノ四第一国土交通大臣	国土交通大臣
三 法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件について法第六条ノ四第一国土交通大臣	国土交通大臣

<p>三 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p> <p>四 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p>	<p>当該認定に係る船舶又は物件の範囲を変更しようとする地方運輸局長</p> <p>当該認定に係る確認の方法を変更しようとするとき</p> <p>局長</p>
<p>二 前項の表第一号又は第三号の規定に係る承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第十号様式）を提出しなければならない。</p> <p>三 前項の変更承認申請書には、第一項の表第一号の規定に係る承認にあつては第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを、同表第三号の規定に係る承認にあつては第二十条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。</p> <p>四 第四条第二項の規定は、第一項の表第一号及び第二号の規定に係る承認について準用する。</p> <p>（届出）</p> <p>第二十八條の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。</p>	<p>（1） 第五条第一項第一号に掲げる施設及び設備</p> <p>（2） 第五条第一項第二号に掲げる者及び検査主任者</p> <p>（3） 第五条第一項第三号に規定する制度</p> <p>（4） 第五条第一項第四号イからハまでに掲げる事項</p> <p>（5） 第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度</p>
<p>一 法第六条ノ二の次に掲げる事項について変更しようとする場合（一）、（四）又は国土交通省による認定を受（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造大臣が製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <p>二 法第六条ノ二の天災その他の事由により前号中欄に掲げる事項について変更が生じた国土交通省による認定を受場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <p>三 法第六条ノ二の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受（一） 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき。</p> <p>（二） 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき。</p> <p>（三） 当該認定に係る事業を廃止したとき。</p>	<p>七 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p> <p>（1） 第二十一条第一項第二号に掲げる施設及び設備</p> <p>（2） 整備主任者</p> <p>（3） 第二十一条第一項第四号に規定する事項</p> <p>（4） 第二十一条第一項第五号イからハまでに掲げる事項</p> <p>（5） 第二十一条第一項第六号又は第七号に規定する事項</p> <p>八 法第六条ノ三の天災その他の事由により前号中欄に掲げる事項に変更が生じた場合地方運輸局長</p> <p>規定による認定を受（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <p>九 法第六条ノ三の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受（一） 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき。</p> <p>（二） 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき。</p> <p>（三） 当該認定に係る事業を廃止したとき。</p> <p>十 法第六条ノ三の当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>（職権の委任）</p> <p>第二十九條 法第六条ノ三の規定に係る国土交通大臣の職権は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。</p> <p>（經由機関）</p> <p>第三十條 第四条、第二十八條の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十八條の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して行うものとする。</p> <p>第三十一條 第三十條の三（同条の表第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長（その住所が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を經由して行うものとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第三十二條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。</p>
<p>五 法第六条ノ三の次に掲げる場合</p> <p>規定による認可を受（一） 当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。</p> <p>（二） 当該認可に係る事業を廃止したとき。</p> <p>六 法第六条ノ三の当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>清算人</p>	<p>一 製造工事に係るイロに掲げる場合以外の場合、一件につき五十二万五千元（情報通信技術法第六条ノ二の認定活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあつては、五十二万九千九百円）。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十一万五千元（同項の規定による）</p>
<p>四 法第六条ノ二の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>三 法第六条ノ二の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>二 法第六条ノ二の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>一 法第六条ノ二の次に掲げる場合</p> <p>規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>地方運輸局長</p>

	<p>り同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定認定の申請をする場合にあっては、十一万八千八百円)</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表第一の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十一万千円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千八百円)</p>
<p>二 改造修理工事に係る法第六条ノ二の認定を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき四十万七千四百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、四十万七千二百円)。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十一万千円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千八百円)</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表第一の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十一万千円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千八百円)</p>
<p>三 第二十八条の二(同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。)の承認を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき三十三万七千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円)。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円)</p>
<p>四 法第六条ノ三の整備規程の認可を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき三十三万七千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円)。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円)</p>
<p>五 第十四条の変更の認可を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき三十三万七千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円)。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円)</p>
<p>六 法第六条ノ三の認定を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき三十三万七千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円)。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円)</p>
<p>七 第二十八条の二(同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。)の承認を受けようとする者</p>	<p>イ ロに掲げる場合以外の場合は、一件につき三十三万七千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円)。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円)</p>

2 外国において法第六条ノ二及び法第六条ノ三の規定による認定を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

3 前二項の手数料は、収入印紙を手数料納付書(第十一号様式)に貼り付けて納付するものとする。

附則 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

附則(昭和四十九年七月二五日運輸省令第三二二号) この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附則(昭和四十九年八月二七日運輸省令第三六六号) この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(昭和四十九年九月一日から施行する) 第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則(昭和五一年三月二七日運輸省令第八号) この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

附則(昭和五三年一月二二日運輸省令第六一号) この省令は、昭和五三年十二月一日から施行する。

附則(昭和五六年三月一九日運輸省令第六号) この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号) この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則(昭和五十六年五月一日から施行する) 1 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附則(昭和五十八年八月二四日運輸省令第四二二号) 1 この省令は、昭和五十八年十月二日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二

条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附則(昭和五十八年二月二三日運輸省令第五一号) (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關する規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關する規則第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定であつて、物件の範囲をプロペラ軸系

1 この省令は、昭和五十八年十月二日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二

条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附則(昭和五十八年二月二三日運輸省令第五一号) (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關する規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關する規則第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定であつて、物件の範囲をプロペラ軸系

の逆転機又は減速装置に限定されたものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

附 則 (昭和五十九年三月一九日運輸省令第四号)

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北海運運輸局長
東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)	新潟海運運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	北海道運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則 (昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号)

(施行期日)
1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月二九日運輸省令第五五号)

(施行期日)

1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十二年十月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月三二日運輸省令第二二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月二二日運輸省令第二二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成三年一〇月二一日運輸省令第三三三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年二月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年五月一九日運輸省令第一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年五月二十日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第四十八条の改正規定(海面着色剤に係る部分に限る。)、同令第五十八条第一項第九号及び第十号の改正規定、同令第二項に三号を加える改正規定(同項に第九号及び第十号を加える部分に限る。)、同令第六十三号の改正規定並びに同令第八十四条の二の次に一条を加える改正規定、第二条、第三条中船舶安全法施行規則第六十条の五の改正規定並びに第四条並びに附則第二条第二項並びに附則第三条第一項、第二項、第七項及び第八項の規定は、平成六年十一月四日から施行する。

附 則 (平成九年三月二二日運輸省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成九年二月二五日運輸省令第八三三号)
この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一日運輸省令第五一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年三月二二日運輸省令第九号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成二二年二月二九日運輸省令第三九号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査(仲裁)申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験/第一次/第二次/受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第四号)別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項(海技免状)、訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式、第十二号様式による海技士(航海)・海技士(機関)・海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試験申請書(一)、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項(承認証)訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行者登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行者代理業者登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二二日国土交通省令第一〇六号)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月二八日国土交通省令第一九号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成二二年二月二二日国土交通省令第六九号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条のうち船舶救命設備規則第二十八条、第二十九条、第二十九条の二、第二十九条の三及び第九十七条第二項の改正規定並びに附則第三条の規定は、同年七月一日から施行する。
附 則 (平成二六年六月二二日国土交通省令第五三三号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。
附 則 (平成二九年八月二一日国土交通省令第四八号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年二月二六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

内燃機関の油冷却器及び水冷却器並びに排気タービン過給機の空気冷却器	熱交換器
ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、消火ポンプ(油圧ポンプを除く)	
蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ	

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年二月二六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

- (施行期日)
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 別表第一（第五条関係）

区分	設備
小型船舶	1 鋼製船体、木製船体、強化プラスチック製船体又はアルミニウム合金製船体の項に定める設備 2 次のイ、ロ又はハに掲げる設備 イ 内燃機関、プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸、船尾管、プロペラ軸系の逆転機及び減速装置に係る項に定める設備 ロ 船内外機に係る項に定める設備 ハ 船外機に係る項に定める設備 その他認定に係る小型船舶の製造工事のための作業に必要な設備
鋼製船体	1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備 2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備 イ ひずみ取り機械 ロ ショットブラストその他の鋼材のミルスケール除去に必要な設備 ハ ローターシャワーその他の切断機械 ニ 大型切断機、フレームブリーナその他の自動ガス切断機 ホ ドリリングマシンその他の穴あけ及び皿取りに必要な機械 ヘ 水圧機その他の曲げ加工に必要な機械 ト ポンチングマシンその他の打抜き機械 チ 旋盤その他の工作機械 3 組立て及び船台作業に必要な次の設備 イ 自動溶接機及び手動アーク溶接機 ロ 溶接用材料の乾燥設備 ハ ウインチ・クランピングガーダーその他組立てに必要な補助設備 ニ 進水台その他進水作業に必要な設備 ホ その他認定に係る鋼製船体の製造工事のための作業に必要な設備 4 現図作業及び組立作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ 進水台その他進水作業に必要な設備 ニ その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
強化プラスチック製船体	1 現図作業及び木型組立作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ 樹脂を調合するために必要な次の設備 イ 調合台 ロ かくはん機 ハ 計量器具 ニ 冷蔵庫 イ ガラス繊維を裁断するために必要な次の設備 裁断台
倉口覆布の布地	1 製織の準備作業に必要な次の設備 イ 合糸機 ロ 整糸機 ハ 管巻機 ニ 織機その他の製織作業に必要な設備
アルミニウム合金製船体	1 現図作業に必要な設備 2 アルミニウム合金の板材及び管の加工に必要な次の設備 イ 表面処理に必要な設備 ロ ソーイングマシンその他の切断機械 ハ ドリリングマシンその他の穴あけ及び皿取りに必要な機械 ニ 油圧機その他の曲げ加工に必要な機械 ホ 旋盤その他の工作機械 3 組立て及び船台作業に必要な次の設備 イ 自動溶接機及び手動アーク溶接機 ロ 溶接用材料の乾燥設備 ハ びよう接作業に必要な機械 ニ 治具その他組立てに必要な補助設備 ホ 進水台その他進水作業に必要な設備 4 その他認定に係るアルミニウム合金製船体の製造工事のための作業に必要な設備 1 板材の加工に必要な次の設備 イ 表面処理に必要な設備 ロ ソーイングマシンその他の切断機械 ハ フレームブリーナその他の自動ガス切断機 ニ ドリリングマシンその他の穴あけ及び皿取りに必要な機械 ホ 水圧機その他の曲げ加工に必要な機械 ヘ 旋盤その他の工作機械 2 組立て作業に必要な次の設備 イ 自動溶接機及び手動アーク溶接機 ロ 溶接用材料の乾燥設備 ハ ウインチ・クランピングガーダーその他の組立てに必要な補助設備 3 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、水密すべり戸又は燃料タンクの製造工事のための作業に必要な設備

<p>不燃性材料</p>	<p>3 その他認定に係る倉口覆布の布地の製造工事のための作業に必要な設備 1 配合作業に必要な設備 2 成型作業に必要な設備 3 その他認定に係る不燃性材料の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料、防火戸の材料、防火戸の動力開閉装置又は居住区域内に設ける隔壁若しくは甲板の材料</p>	<p>1 塑性加工に必要な次の設備 2 シヤーその他のせん断加工機械 3 切断作業及び溶接作業に必要な次の設備 4 自動ガス切断機 5 自動溶接機及び手動アーク溶接機 6 切削加工に必要な次の設備 7 旋盤 8 フライス盤 9 ボール盤 10 その他認定に係る防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料、防火戸の動力開閉装置又は居住区域内に設ける隔壁若しくは甲板の材料の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>火災の危険の少ない家具及び備品</p>	<p>1 合糸機 2 擦糸機 3 整経機 4 管巻機 5 織機その他の製織作業に必要な設備 6 その他認定に係る火災の危険の少ない家具及び備品の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材</p>	<p>1 調合作業に必要な次の設備 2 かくはん機 3 計量器具 4 その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>鋼材又は鋼材以外の金属材料</p>	<p>1 溶解作業に必要な設備 2 圧延作業に必要な設備 3 その他認定に係る鋼材又は鋼材以外の金属材料の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>プラスチック樹脂</p>	<p>1 エステル化を行うために必要な設備 2 調合作業に必要な次の設備 3 かくはん機 4 計量器具 5 その他認定に係るプラスチック樹脂の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>ガラス繊維</p>	<p>1 配合作業に必要な設備 2 溶解作業に必要な設備 3 成型作業に必要な設備 4 その他認定に係るガラス繊維の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>ゴム布、ゴムホース又は弾性体</p>	<p>1 ゴム切断機 2 ゴムパウンドを作るために必要な次の設備</p>
<p>のゴムエレメント</p>	<p>1 ゴム混合を行うための設備 2 予熱用オーブンロール 3 ストレーナー 4 加硫を行うために必要な設備 5 成型作業に必要な設備 6 その他認定に係るゴム布、ゴムホース又は弾性体のゴムエレメントの製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機</p>	<p>1 鋳造作業に必要な次の設備 2 木材の乾燥設備 3 木工機械 4 サンドミルその他の砂処理装置 5 サンドストリンガーその他の造型機械 6 鋳型乾燥炉 7 アーク炉その他の溶解炉 8 サンドブラストその他砂落しに必要な設備 9 精密鋳造に必要な設備 10 加熱作業に必要な次の設備 11 鍛造用加熱炉 12 熱処理炉 13 滲炭炉又は窒化炉 14 焼ばめに必要な設備 15 塑性加工に必要な次の設備 16 鍛造機械 17 プレス機械 18 切削加工に必要な次の設備 19 平削り盤及びブラノミラー形削り盤及び立削り盤 20 旋盤 21 フライス盤 22 ボール盤及び中ぐり盤 23 ブローチ盤 24 歯切り盤 25 研削盤 26 洗浄作業に必要な設備 27 その他認定に係る蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>内燃機関、船内外機、船外機、ウオータージェット推進装置、救命艇若しくは救助艇の内燃機関又は救助艇の外機</p>	<p>1 鋳造作業に必要な設備 2 木材の乾燥設備 3 木工機械 4 サンドミルその他の砂処理装置 5 サンドストリンガーその他の造型機械 6 鋳型乾燥炉 7 アーク炉その他の溶解炉 8 サンドブラストその他砂落しに必要な設備 9 精密鋳造に必要な設備 10 加熱作業に必要な次の設備 11 鍛造用加熱炉 12 熱処理炉 13 滲炭炉又は窒化炉 14 焼ばめに必要な設備 15 塑性加工に必要な次の設備 16 鍛造機械 17 プレス機械 18 切削加工に必要な次の設備 19 平削り盤及びブラノミラー形削り盤及び立削り盤 20 旋盤 21 フライス盤 22 ボール盤及び中ぐり盤 23 ブローチ盤 24 歯切り盤 25 研削盤 26 洗浄作業に必要な設備 27 その他認定に係る蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機の製造工事のための作業に必要な設備</p>										

<p>ポンプ（油圧ポンプを除く）、木材の乾燥設備</p>	<p>1 加熱作業に必要な次の設備 イ プレス用加熱炉 ロ 焼鈍炉 ハ 塑性加工に必要な次の設備 ニ プレス機械 ホ パイプベンダー ヘ 切断作業及び溶接作業に必要な次の設備 ニ 自動ガス切断機 ロ パイプ切断機 ハ 自動溶接機及び手動アーク溶接機 ニ 溶接用材料の乾燥設備 イ 切削加工に必要な次の設備 ハ 平削り盤 ロ 旋盤 ホ ボール盤 ヘ その他認定に係るボイラ又は圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く）の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>業に必要な設備 8 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ウオータージェット推進装置、救命艇若しくは救助艇の内燃機関又は救助艇の船外機の製造工事のための作業に必要な設備 7 船内外機、船外機又は救助艇の船外機にあつては、プロペラの製造に必要な設備 ロ 軽油洗浄装置 イ 蒸気洗浄装置 6 洗浄作業に必要な次の設備 チ 研削盤 ト 歯切り盤 ヘ ブローチ盤 ホ ボール盤及び中ぐり盤 ニ フライス盤 ハ 旋盤 ロ 形削り盤及び立削り盤 イ 平削り盤及びブラノミラー 5 切削加工に必要な次の設備 ロ 自動溶接機及び手動アーク溶接機 イ 自動ガス切断機 4 切断作業及び溶接作業に必要な次の設備 ハ パイプベンダー ロ プレス機械 イ 鍛造機械 3 塑性加工に必要な次の設備 ニ 焼ばめに必要な設備 ハ 炭化炉又は窒化炉 ロ 熱処理炉</p>
<p>船尾軸封装置</p>	<p>熱交換器 縦軸推進装置</p>	<p>油圧ポンプ、油圧モータ、弁、コック又は操だ装置 木工機械 サンドミルその他の砂処理装置 鋳型乾燥炉 キュボラその他の溶解炉 サンドブラストその他砂落しに必要な設備 切削加工に必要な次の設備 ハ 平削り盤 ロ 形削り盤及び立削り盤 ニ フライス盤 ホ ボール盤及び中ぐり盤 ヘ 研削盤 ト 歯切り盤 3 その他認定に係るポンプ（油圧ポンプを除く）、油圧ポンプ、油圧モータ、コック又は操だ装置の製造工事のための作業に必要な設備 4 洗浄作業に必要な設備 ト 歯切り盤 ホ ボール盤及び中ぐり盤 ニ フライス盤 ハ 旋盤 ロ 形削り盤及び立削り盤 イ 平削り盤 3 その他認定に係る内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ若しくはピストン、空気圧縮機又は船尾管の製造工事のための作業に必要な設備 2 キュボラその他の溶解炉 サンドブラストその他砂落しに必要な設備 加熱作業に必要な熱処理炉 切削加工に必要な次の設備 ハ 平削り盤及びブラノミラー ロ 形削り盤及び立削り盤 ニ フライス盤 ホ ボール盤及び中ぐり盤 ヘ 研削盤、ラップ盤及び上げ盤 4 洗浄作業に必要な設備 5 その他認定に係る内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ若しくはピストン、空気圧縮機又は船尾管の製造工事のための作業に必要な設備 1 切削加工に必要な次の設備 ハ 平削り盤 ロ 旋盤 ニ フライス盤 ホ ボール盤 ヘ その他認定に係る熱交換器の製造工事のための作業に必要な設備 2 プロペラの項に定める設備 1 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸口の項に定める設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の製造工事のための作業に必要な設備 イ ゴムパウンドを作るために必要な次の設備</p>

<p>軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手又は変速装置</p>	<p>中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸</p>	<p>プロペラ</p>	<p>ロ ゴム混合を行うための設備 ハ 予熱用オーブンロール ニ ストレーナー 2 加硫を行うために必要な設備 3 成型作業に必要な設備 4 鋳造作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ サンドミルその他の砂処理装置 ニ サンドストリンガーその他の造型機械 ホ 鋳型乾燥炉 ヘ キュボラその他の溶解炉 ト サンドブラストその他砂落としに必要な設備 5 切削加工に必要な次の設備 イ 旋盤 ロ フライス盤 ハ ボール盤及び中ぐり盤 6 洗浄作業に必要な設備 7 その他認定に係る船尾軸封装置の製造工事のための作業に必要な設備 1 鋳造作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ サンドミルその他の砂処理装置 ニ キュボラその他の溶解炉 ホ サンドブラストその他砂落としに必要な設備 2 切削加工に必要な次の設備 イ 立削り盤 ロ 旋盤 ハ フライス盤 ニ ボール盤及び中ぐり盤 3 その他認定に係るプロペラの製造工事のための作業に必要な設備 1 焼きばめに必要な設備 2 切削加工に必要な次の設備 イ 旋盤 ロ フライス盤 ハ ボール盤及び中ぐり盤 3 その他認定に係る中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の製造工事のための作業に必要な設備 1 鋳造作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ サンドミルその他の砂処理装置 ニ キュボラその他の溶解炉 ホ サンドブラストその他砂落としに必要な設備 2 加熱作業に必要な次の設備 イ 鍛造用加熱炉 ロ 熱処理炉</p>
-------------------------------	------------------------------	-------------	---

<p>消火器</p>	<p>救命索発射器</p>	<p>火せん、信号紅炎、自己発煙信号、自己発煙信号、落下さん付信号、発煙浮信号又は救命索発射器</p>	<p>膨脹式救命いかだ 1 ゴムパウンドを作るための必要な設備 2 ゴム切断機 3 ゴム混合を行うための設備 4 予熱用オーブンロール 5 ストレーナー 6 ゴムのりを作るために必要な次の設備 1 ゴム切断機 2 ゴム溶解機 3 ゴムのり過装置 4 基布にゴムを被覆するために必要な次の設備 5 ゴムのり塗布装置 6 カレンダーロール 7 加硫を行うために必要な設備 8 特殊ゴム部分を作るために必要な設備 9 金属部品研磨装置 10 金属部品洗じよう装置 11 金属部品乾燥装置 12 接着剤塗布装置 13 ホットプレス 14 その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備 1 火薬の配合作業に必要な設備 2 火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備 3 その他認定に係る火せん、信号紅炎、自己発煙信号、落下さん付信号、発煙浮信号又は救命索発射器の製造工事のための作業に必要な設備 1 消火器筒体を組み立てるために必要な次の設備 2 ロール機械 3 自動溶接機及び手動アーク溶接機 4 消火器部品を加工するために必要な次の設備 5 平削り盤 6 形削り盤 7 フライス盤 8 ボール盤</p>
------------	---------------	---	---

<p>強化プラスチック製船体</p>	<p>船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置</p>	<p>倉口覆布の布地</p>	<p>不燃性材料</p>	<p>防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料又は防火戸の動力開閉装置</p>	<p>火災の危険の少ない家具及び備品</p>
<p>2 圧力試験に必要な設備 3 その他認定に係る木製船体の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ロ ガラス含有率、空洞率の測定に必要な設備 2 非破壊検査に必要な設備 3 船体の強度試験に必要な次の設備 イ 落下試験に必要な設備 ロ ひずみ測定装置 4 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 水密試験に必要な設備 ハ 油圧試験に必要な設備 5 その他認定に係る強化プラスチック製船体の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 2 非破壊検査に必要な設備 3 溶接検査に必要な次の設備 イ 表面温度計 ロ 溶接用電流計 ハ 水分測定装置 4 かじ、水密すべり戸又は燃料油タンクにあつては、圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 水密試験に必要な設備 5 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必要な設備</p>	<p>1 不燃性試験に必要な設備 2 その他認定に係る不燃性材料の検査に必要な設備 4 その他認定に係る倉口覆布の布地の検査に必要な設備 ハ 恒温恒湿槽 ロ 重量測定機 イ 引張試験機 3 布の外観検査に必要な設備 2 布の物性検査に必要な次の設備 1 燃系の燃数の検査に必要な設備</p>	<p>1 不燃性試験に必要な設備 2 煙及び毒性試験に必要な設備 3 標準火災試験に必要な設備 4 表面火災伝搬試験に必要な設備 5 その他認定に係る防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料又は防火戸の動力開閉装置の検査に必要な設備</p>	<p>1 表面火災伝搬試験に必要な設備 2 燃焼性試験に必要な設備</p>
<p>3 その他認定に係る火災の危険の少ない家具及び備品の検査に必要な設備</p>	<p>1 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材 2 居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料 3 鋼材又は鋼材以外の金属材料 4 プラスチック樹脂又はガラス繊維 5 ゴム布、ゴムホース又は弾性体のゴムエレメント 6 蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機 7 材料試験に必要な次の設備 8 万能試験機、高温引張り試験機、衝撃試験機その他機械試験に必要な設備 9 金属組織の検査に必要な設備 10 定量分析装置 11 非破壊検査に必要な設備 12 エックス線検査設備 13 磁気探傷装置 14 けい光探傷装置 15 水圧試験に必要な設備 16 部品検査に必要な次の設備 17 バランシングマシン 18 スピンテスター 19 陸上試験運転に必要な次の設備 20 動力計、振動計、その他測定に必要な機械 21 燃焼ガス発生装置 22 ボイラ 23 その他認定に係る蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機の検査に必要な設備</p>	<p>1 煙及び毒性試験に必要な設備 2 表面火災伝搬試験に必要な設備 3 その他認定に係る冷却装置の防熱材、冷却装置の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材の検査に必要な設備 1 遮音性試験に必要な設備 2 その他認定に係る居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料の検査に必要な設備 1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 2 その他認定に係る鋼材又は鋼材以外の金属材料の検査に必要な設備 1 材料試験のための万能試験機その他機械試験に必要な設備 2 その他認定に係るプラスチック樹脂又はガラス繊維の検査に必要な設備 3 材料試験のための粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機その他ゴムパウンドの検査に必要な設備 4 その他認定に係るゴム布、ゴムホース又は弾性体のゴムエレメントの検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、高温引張り試験機、衝撃試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 2 非破壊検査に必要な設備 3 エックス線検査設備 4 磁気探傷装置 5 けい光探傷装置 6 水圧試験に必要な設備 7 部品検査に必要な次の設備 8 バランシングマシン 9 スピンテスター 10 陸上試験運転に必要な次の設備 11 動力計、振動計、その他測定に必要な機械 12 燃焼ガス発生装置 13 ボイラ 14 その他認定に係る蒸気タービン、ガスタービン又は排気タービン過給機の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 2 非破壊検査に必要な設備</p>	<p>1 内燃機関、船内外機、船外機、救命艇若しくは救助艇の内燃機関又は救助艇の船外機 2 鋳物砂の試験に必要な設備</p>

船尾軸封装置	縦軸推進装置	熱交換器	内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバロ若しくはピストン、空気圧縮機、船尾管、弁又はコック	ポンプ（油圧ポンプを除く）、油圧ポンプ、油圧モータ又はウォータージェット推進装置	ボイラ又は圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）	非破壊検査に必要な次の設備 2 エックス線検査設備 イ 磁気探傷装置 ロ 超音波探傷器 ハ けい光探傷装置 ニ 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 油圧試験に必要な設備 ハ 陸上試験のための動力計、振動計その他測定に必要な機械 ニ その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、救命艇若しくは救助艇の内燃機関又は救助艇の船外機の検査に必要な設備
イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機その他ゴムパウンドの検査に必要な設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置	1 材料試験に必要な次の設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備	1 水圧試験に必要な設備 2 その他認定に係る熱交換器の検査に必要な設備 3 プロペラの項に定める設備 4 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 5 その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備	1 水圧試験に必要な設備 2 その他認定に係る内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバロ若しくはピストン、空気圧縮機、船尾管、弁又はコックの検査に必要な設備 3 鋳物砂の試験に必要な設備 4 その他認定に係るポンプ（油圧ポンプを除く）、油圧ポンプ、油圧モータ又はウォータージェット推進装置の検査に必要な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 金属組織の検査に必要な設備 ロ 定量分析装置 ハ 鋳物砂の試験に必要な設備 ニ 水圧試験に必要な設備 イ 性能試験に必要な設備 ロ その他認定に係るポンプ（油圧ポンプを除く）、油圧ポンプ、油圧モータ又はウォータージェット推進装置の検査に必要な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 金属組織の検査に必要な設備 ロ 非破壊検査に必要な次の設備 イ エックス線検査設備 ロ けい光探傷装置 ニ 水圧試験に必要な設備 イ その他認定に係るボイラ又は圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）の検査を行うために必要な設備	2 エックス線検査設備 イ 磁気探傷装置 ロ 超音波探傷器 ハ けい光探傷装置 ニ 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 油圧試験に必要な設備 ハ 陸上試験のための動力計、振動計その他測定に必要な機械 ニ その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、救命艇若しくは救助艇の内燃機関又は救助艇の船外機の検査に必要な設備

3 膨脹式救命いかだ	1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機、低温脆げい化試験機、熱老化試験装置 ロ 検反機その他布の検査に必要な設備 ハ はく離試験機その他ゴムの検査に必要な設備 ニ ゴム布の検査に必要な次の設備 イ 気密試験機 ロ 耐採試験機 ハ 水圧試験機 ニ 熱老化試験装置 ホ 耐候性試験装置 ヘ 耐寒試験装置 3 部品及び附属品類の検査に必要な次の設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機、低温脆げい化試験機、熱老化試験装置 ロ 検反機その他布の検査に必要な設備 ハ はく離試験機その他ゴムの検査に必要な設備 ニ ゴム布の検査に必要な次の設備 イ 気密試験機 ロ 耐採試験機 ハ 水圧試験機 ニ 熱老化試験装置 ホ 耐候性試験装置 ヘ 耐寒試験装置 3 部品及び附属品類の検査に必要な次の設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 非破壊検査に必要な次の設備 イ 磁気探傷装置 ロ 超音波探傷器 ハ 蛍光探傷装置 ニ 水圧試験に必要な設備 イ 陸上試験のための動力計その他測定に必要な機械 ニ その他認定に係る軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手又は変速装置の検査に必要な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 非破壊検査に必要な次の設備 イ 磁気探傷装置 ロ 超音波探傷器 ハ 蛍光探傷装置 ニ 水圧試験に必要な設備 イ 陸上試験のための動力計その他測定に必要な機械 ニ その他認定に係る中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の検査に必要な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 非破壊検査に必要な次の設備 イ 磁気探傷装置 ロ 超音波探傷器 ハ けい光探傷装置 ニ その他認定に係る中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の検査に必要な設備	3 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 ニ 鋳物砂の試験に必要な設備 イ 圧力試験に必要な次の設備 ロ 水圧試験に必要な設備 ハ 油圧試験に必要な設備 ニ バランス試験に必要なバランスングマシン イ その他認定に係るプロペラの検査に必要な設備
------------	--	--	---	--	---	---

遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧	1 部品検査のための耐圧試験器、硅（けい）素鋼板試験器その他電気検査に必要な設備	5 その他認定に係る発電機又は電動機に必要な設備	イ 振動計、電磁オツシロその他測定に必要な機械	ロ 完成試験に必要な次の設備	ハ 耐圧試験器、硅（けい）素鋼板試験器その他電気検査に必要な設備	イ バランシングマシン	ロ 部品の検査に必要な次の設備	ハ けい光探傷装置	イ 磁気探傷装置	ロ エックス線検査設備	イ エックス線検査設備	ニ 非破壊検査に必要な次の設備	ロ 鑄物砂の試験に必要な設備	ハ 定量分析装置	イ 金属組織の検査に必要な設備	ロ 万能試験機その他機械試験に必要な設備	イ 材料試験に必要な次の設備	4 その他認定に係る船灯の検査に必要な設備	ホ 絶縁抵抗試験装置	ニ 振動試験装置	ハ 防水試験設備	ロ 配光測定設備	イ 光度測定装置	3 完成試験に必要な次の設備	2 耐食試験に必要な設備	1 材料試験に必要な設備	3 その他認定に係る消火器の検査に必要な設備	2 水圧試験に必要な設備	1 効力試験に必要な設備	消火器	付番号、発煙浮信号又は救命素発射器の検査に必要な設備	4 その他認定に係る火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下さん付信号、煙浮信号又は救命素発射器	3 耐火試験に必要な設備	2 定分析装置	イ 定性分析装置	ロ 効力試験に必要な設備	ハ 耐火試験に必要な設備	5 その他認定に係る膨脹式救命いかだの検査に必要な設備	ハ 気圧計及び温度計	イ マノメーター	ロ 気密試験に必要な次の設備	ハ ボンベ封板気密試験装置	イ 塩水噴霧試験機	イ 引張り試験機
--------------------------	--	--------------------------	-------------------------	----------------	----------------------------------	-------------	-----------------	-----------	----------	-------------	-------------	-----------------	----------------	----------	-----------------	----------------------	----------------	-----------------------	------------	----------	----------	----------	----------	----------------	--------------	--------------	------------------------	--------------	--------------	-----	----------------------------	--	--------------	---------	----------	--------------	--------------	-----------------------------	------------	----------	----------------	---------------	-----------	----------

器、配電盤、制御盤、その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器又は定周波装置配電盤、制御器又は定周波装置の検査に必要な設備	備考 不燃性試験、煙及び毒性試験、標準火災試験、表面火炎伝搬試験並びに燃焼性試験は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第11-1-2章第3規則第34項に規定する火災試験方法コードに従って行うものとする。	別表第三（第21条関係）	区分	小型船舶	設備	1 船体の項に定める設備	2 内燃機関、船内外機又は船外機に係る項に定める設備	3 その他認定に係る小型船舶について整備規程に従い整備を行うために必要な設備	1 次のいずれかの設備 イ 鋼製船体の整備に必要なガス切断機、ドリリングマシン、旋盤、手動アーク溶接機その他鋼製船体の整備に必要な設備 ロ 強化プラスチック製船体の整備に必要な樹脂調合用器材、ガラス繊維切断器具、集じん器、切断機械、サンダー、ドリリングマシンその他強化プラスチック製船体の整備に必要な設備 ハ アルミニウム合金製船体の整備に必要なガス切断機、ドリリングマシン、旋盤、アーク溶接機その他アルミニウム合金製船体の整備に必要な設備	2 上架設備	3 その他認定に係る船体について整備規程に従い整備を行うために必要な設備	1 切削加工に必要な次の設備 イ 旋盤 ロ ボール盤	ハ 内燃機関、船内外機及び船外機にあつては、弁及び弁座の削整器具 ホ 焼きばめ作業に必要な設備	2 洗浄作業に必要な設備	3 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機について整備規程に従い整備を行うために必要な設備	1 点検に必要な次の器具 イ ブラシその他の洗浄用具 ロ ボンベの取外し用具 ハ 充気装置分解用具 ニ 手持灯又は懐中電灯 ホ 保守又は修理に必要な次の器具 イ 皿ばかり、ロール、その他接着加工に必要な用具 ロ 工業用マシンその他の縫製用具	ハ 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器又は降下式乗込装置にあつては、ロープ加工用具及びはんだ加工用具	3 その他認定に係る膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、膨脹式救命胴衣、イマーシジョン・スーツ（膨脹式のものに限る。）又は降下式乗込装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備	膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、膨脹式救命胴衣、イマーシジョン・スーツ（膨脹式のものに限る。）又は降下式乗込装置は降下式乗込装置	内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機	船体
---	--	--------------	----	------	----	--------------	----------------------------	--	---	--------	--------------------------------------	----------------------------------	--	--------------	---	---	---	---	---	---------------------------------	----

第1号様式(第4条関係)

置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップブウォッチ

ト

チ 遭難信号自動発信器にあつては、モールス符号レコーダ

リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助位置指示送信装置又は小型船舶用搜索救助位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ

ヌ 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器

2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備

第1号様式

事業場認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 地方運輸局長 殿
運輸監理部長

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第6条ノ2(第6条ノ3)の製造工事(改造修理工事又は整備)に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第4条第1項(第20条第1項)の規定により申請します。

- 1 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第2号様式

製造事業場認定書

第 号
殿

船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項
年 月 日

国土交通大臣

印

第3号様式

改 造 修 理 事 業 場 認 定 書

第 号
殿

船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項
- 4 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

国土交通大臣

印

第4号様式

（製造工事に係る船舶又は物件に対して附する認印）



1は、4ミリメートル以上とする。

第5号様式

（改修修理工事に係る船舶又は物件に対して附する認印）



1は、4ミリメートル以上とする。

第6号様式

（型式承認を受けた船舶又は物件で製造工事に係るものに対して付する標示）



lは、4ミリメートル以上とする。

第7号様式

整備事業場認定書

第 号
殿

船舶安全法第6条ノ3の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

印

第8号様式

（整備に係る船舶又は物件に対して附する認印）



1は、4ミリメートル以上とする。

第9号様式

整備済証明書

年 月 日

殿

事業場の氏名
及び所在地
整備主任者の氏名

下記の船舶又は物件は、船舶安全法の規定に基づき事業場の認定に関する規則第24条第1項の規定に基づき確認されたものであることを証明する。

- 1 船舶又は物件の名称及び型式
- 2 確認を行った年月日

第10号様式

変更承認申請書

年 月 日

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

年 月 日の製造工事(改造修理工事又は整備)に係る認定について、下記のとおり認定の際
限定された事項(認定に係る船舶又は物件の範囲)を変更したいので、船舶安全法の規定に基づく事業場
の認定に関する規則第28条の2第1項の規定により申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由

第11号様式

手数料納付書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

- 1 申請事項
- 2 金額
- 3 備考

収入
印紙